

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年6月17日（金）9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第1号 許可外転用の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 福本卓雄

署名委員 今井清弘

議長 ただ今から、令和4年第6回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に今井委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『報告第1号 許可外転用の届出について』

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西600mに位置する第三種農地です。位置は5条－1で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は、近くに太陽光もありますし、別に支障はないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6から7に記載しておりますが詳しくは7に記載しておりますので7をご覧ください。今回は新規3筆、2,750㎡及び更新2筆6,200㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「報告第1号 許可外転用の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8をご覧ください。申請地は、役場より北東8kmに位置する農用地です。位置は許可外-1で示しています。

転用目的については、携帯電話基地局(携帯電話の電波の送受信機)の設置です。

転用面積は2,233㎡の内4㎡です。この基地局ですが、いわゆる携帯電話の電波の送受信機の働きをしているもので、その公益性の高さから転用許可不要の案件のため、以前より許可外転用として取り扱っております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

山本委員 申請地は県営の圃場整備事業で出来た小行司地区の農用地で申請箇所は圃場の法面になります。既存の中電の電柱も立っており、営農上支障がないため、問題ありません。

永田委員 場所的には、農業に支障がない場所、また公共性の高いものなので問題ありません

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 次に報告第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9をご覧ください。申請地は、役場より南4.7kmに位置する第二種農地です。位置は許可外-2で示しています。

こちらも転用目的については、携帯電話基地局(携帯電話の電波の送受信機)の設置です。

転用面積は833の内4㎡です。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

木下委員 この図で見ますように県道とそしてその反対側、左側になりますが、ここに囲まれた小さな壺のような農地でございます。農業に適用するにもなかなか利用価値も少なく、日陰になって、所有者は〇〇さんといって、私としても使用することが出来てよかったのではないかと思います。問題はないです。

今井委員 特にありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 次に報告第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10をご覧ください。申請地は、役場より南西3.6kmに位置する農用地です。位置は許可外-3で示しています。

こちらにも転用目的については、携帯電話基地局（携帯電話の電波の送受信機）の設置です。

転用面積は1,004の内4㎡です。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

岡野委員 現地は現在、畑として利用されております。その一番端に立てられるということで問題ないと思います。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和4年第6回田布施町農業委員会総会を閉会します。